



地方公共団体財政健全化法の概要

(1) 目的

地方公共団体の財政健全性に関する比率等の公表により、当該比率に応じて財政の早期健全化、財政の再生等の促進を図る。

(2) 健全化判断比率等の公表

地方公共団体は、毎年度、次の健全化判断比率等を議会に報告し、公表

- 実質赤字比率
- 連結実質赤字比率
- 実質公債費比率
- 将来負担比率
- 資金不足比率(公営企業ごと)

地方公共団体財政健全化法の概要

(3) 財政の早期健全化

～ の比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合

財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て速やかに公表
総務大臣又は都道府県知事に報告

(4) 財政の再生

～ の比率のいずれかが財政再生基準以上の場合

- ・ 財政再生計画を作成し、議会の議決を経て速やかに公表
総務大臣又は都道府県知事に報告
- ・ 財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、起債を制限
- ・ 再生振替特例債の許可(赤字地方債、再生計画期間内に償還)

(5) 公営企業の経営の健全化

公営企業ごとに算出した資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化計画を作成



早期健全化基準及び財政再生基準等

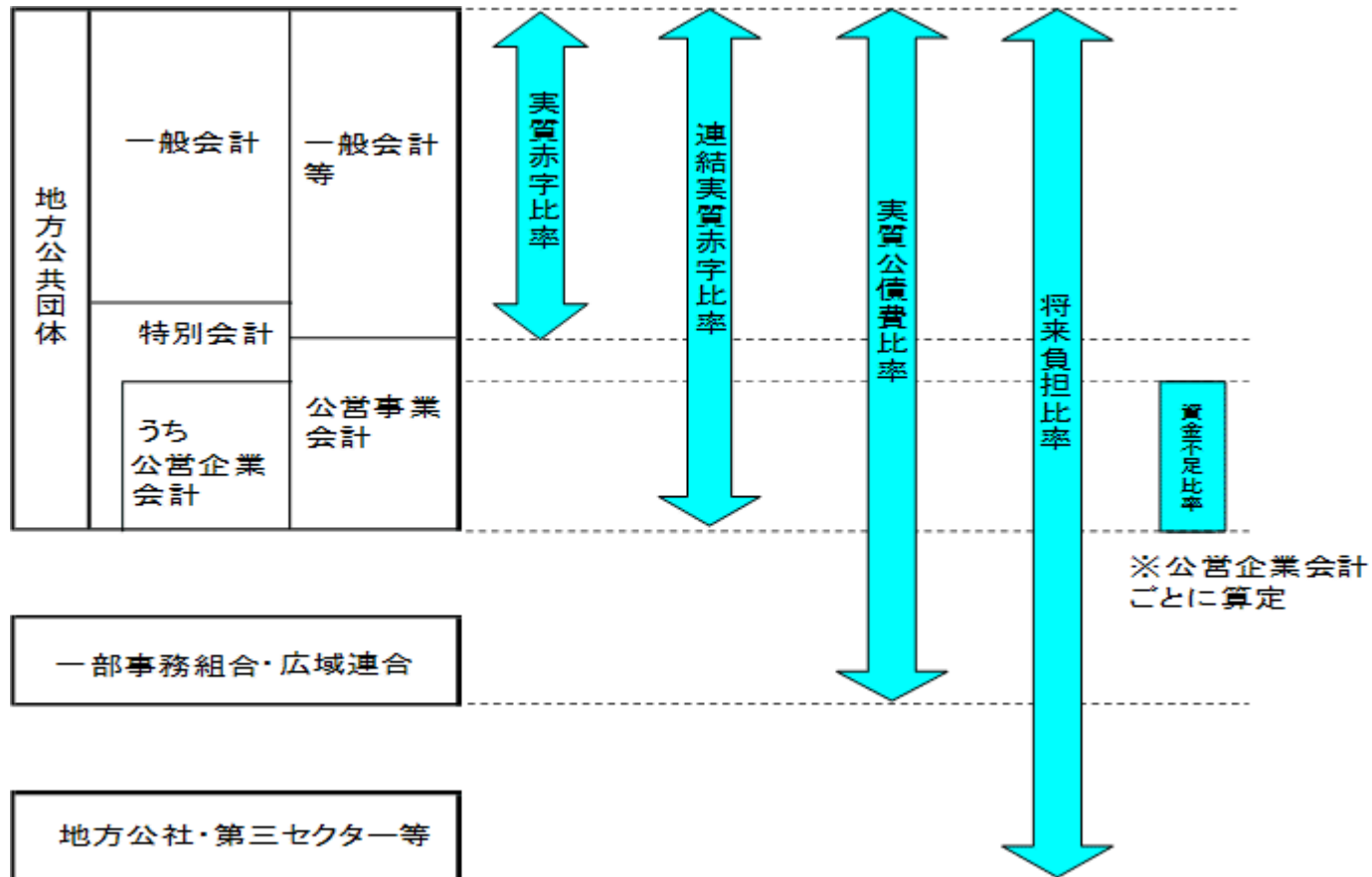
	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	(都道府県:3.75%) 市町村:財政規模に応じ11.25%~15%	(都道府県:5%) 市区町村:20%
連結実質赤字比率	(都道府県:8.75%) 市町村:財政規模に応じ16.25%~20%	(都道府県:15%) 市区町村:30%
実質公債費比率	(都道府県:25%) 市区町村:25%	(都道府県:35%) 市区町村:35%
将来負担比率	(都道府県・政令市:400%) 市区町村:350%	-
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	-

3年間(平成21年度~平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25% 25% 20%、市区町村は40% 40% 35%)を設けている。



健全化判断比率等の対象

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると、以下のとおりです。



健全化判断比率等の算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(3か年平均)

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

健全化判断比率等の算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。